

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

徳島国民年金 事案707

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から8年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から8年6月まで

私の国民年金保険料の免除申請は、母親が毎年、A市区町村（現在は、B市区町村）の役場で行ってくれた。

平成5年2月から7年3月までの期間については、母親が私と兄の二人分の国民年金保険料の免除申請を行ったにもかかわらず、私のみ未納期間とされている。

納得できないので、調査の上、申立期間を免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の国民年金の記録は、平成9年1月1日に導入された基礎年金番号により管理されていることから、国民年金の加入手続は基礎年金番号導入後に行われたものと推認できるところ、申立人の基礎年金番号は、同年5月28日に付番されている上、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できないことから、申立期間当時、申立期間は国民年金未加入期間であったと考えられる。

また、申立期間当時の国民年金制度では、免除申請日の属する月の前月より前の期間について、遡って免除承認を受けることができなかったことから、申立人及びその母親は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の免除申請を行うことができなかったものと考えられる。

さらに、申立人に係る戸籍の附票によれば、申立人は平成3年5月7日から10年4月5日までC市区町村に住居登録していることが確認できる上、B市区町村は、申立期間当時、A市区町村に住居登録していない者に係る国民年金保険料免除申請書を受理することは無く、他市区町村に免除申請書の転送等を行うこともなかったと回答している。

加えて、申立人が申立期間について住民登録していたC市区町村に照会しても、申立人が国民年金保険料の免除申請を行ったことをうかがわせる記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されたことを示す関連資料（免除申請承認通知書等）は無く、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月30日から同年9月16日まで
私は、昭和49年2月1日から同年9月15日頃までA事業所（現在は、B事業所）が所有する船舶に乗り組み、Cとして勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る船員保険の被保険者記録が無い。
調査の上、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管する海員名簿によれば、申立人の雇入日は昭和49年2月1日、雇止日は同年3月31日となっている上、A事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿において、申立期間に船員保険被保険者記録が確認できる同僚十数人に文書照会しても、申立人が申立期間についてA事業所に勤務していたとする供述は得られないなど、申立期間の大部分について、申立人のA事業所における勤務実態は確認することができない。

また、B事業所が保管する申立人から提出された退職願によれば、申出日が昭和49年3月30日となっており、当該日付は、A事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿及びオンライン記録における申立人の船員保険被保険者資格喪失日と一致することから、A事業所が前述の退職申出日を船員保険被保険者資格喪失日として社会保険事務所（当時）に届け出た可能性がうかがえる。

さらに、B事業所は、「申立期間当時の報酬支払簿等は保管されておらず、当時の保険料控除等の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における船員保険料控除等について確認できる関連資料は得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月1日から33年5月31日まで

私は、昭和31年2月頃から33年5月頃までA事業所（後にB事業所となり、現在は、C事業所）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所原簿によれば、B事業所は昭和37年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間について、B事業所が適用事業所であった記録を確認することができない。

また、C事業所は、「申立期間当時の賃金台帳等は保管しておらず、申立人が勤務した事実は確認できない。申立期間は当事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と回答しており、申立人の申立事業所における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料控除等について確認できる関連資料等は得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。